

南関町学校統合基本計画策定業務委託仕様書

1. 業務名 南関町学校統合基本計画策定業務委託

2. 業務の目的

南関町では現在1つの中学校と4つの小学校が開校されており、各校が歴史的に地域の核として良好なコミュニティを形成している。しかし、日本の少子高齢化が南関町にも波及しており、児童数の減少に伴う学校教育への影響が顕著となっている事実に鑑み、令和6年度に「南関町立学校のあり方検討委員会」を設置し、学校規模の適正化、学級編制の課題、子どもたちの望ましい教育環境の検討を行った。検討の結果、小学校だけでなく中学校を含めた学校を統合し、義務教育学校とすること、また、南関中学校敷地内に増築すること等が答申として示された。そのため、現在の中学校の施設の状況、配置計画を調べ今後の生徒数の推移から必要な施設規模を確認し、併設する小学校の規模を明らかにするとともに、その施設配置がこの敷地内での設置が可能かどうか、また、どのような配置計画が可能かボリュームシュミレーションをおこない南関町に適した小中学校の配置計画を検討する。

また、同時に規模を検討する中で概略の事業工程計画や概算工事費を算出し、事業計画案を作成することを業務の目的とする。さらにその内容について住民説明会に参加し説明の補助をおこないながら、発注主体とともに町民の皆様の意見を反映させた基本計画とすることを目的とする。

3. 業務場所：熊本県南関町小原2 1 2 1 番地 1（南関中学校）

4. 委託期間：契約開始日から令和9年3月31日

5. 業務内容

(1) 現状調査

下記の調査を行い、現状を把握する。

- ・既存中学校校舎の利用形態の現況調査（年齢別総計票等にて）
- ・現況配置図の作成
- ・既存資料の整理検討（施設台帳）必要面積の校舎

(2) 構想条件の整理

既存中学校校舎の利用を前提とし、併設する小学校の規模の整理を行う。検討にあたっては、児童数・生徒数の将来推計を行う。

また、校舎以外に必要な施設（放課後児童クラブ、給食室（センター）、マイクロバスが通行できるロータリーや車寄せなど）を検討する。

(3) 整備構想の検討

小中一貫の義務教育学校として、学校施設の整備構想を検討する。構想を反映した基本計画図及び概算事業費の検討を行う。基本計画図は3案程度の比較検討を行い、そのうち、1案について概算事業費等の検討を行う。令和8年10月末に中間報告を行う。

- ・基本計画図の作成と比較検討

- ・施設整備工事手順の検討
- ・概算工事費の作成
- ・概略工程表の作成

(4) 住民意向の把握

既存4小学校区住民の意向を聞くためのワークショップを開催し、内容の説明と意見集約を行う。

- ・ワークショップの企画
- ・ワークショップの当日運営等

(5) 基本計画検討書の作成

発注主体と協議しながら住民ワークショップの内容や意見を集約し、整備構想を修正、調整することで町民の皆様の意見を取り入れた基本計画検討書の作成を行う。この段階で概算工事費（主に事業企画段階で予算策定のために使用され、コンセプト検討段階の配置図や物件概要を基に、坪単価や平米単価を用いて算出するもの）、概略工程表を調整する。

また、義務教育学校として整備するにあたり、町にとって有効な事業スキームを検討する。

(6) 検討委員会運営支援

以下の委員会を企画し、必要な資料、運営支援等を行う。

- ・庁内検討委員会 3回程度想定
- ・外部検討委員会 4回程度想定

(7) 打ち合わせ

本業務を進めるにあたり、受託時（1回）、業務中（3回）、完了時（1回）に打ち合わせを行う。

6. 成果物

- ① 電子データ 1部（CD-Rを想定）
- ② 基本計画提案書 1部（紙ファイル綴、電子データ CD-R 共）
- ③ 基本計画図 1部（紙ファイル綴、電子データ CD-R 共）

7. 成果物一覧

- ① 基本計画提案書
 - ・現在の中学校の利用状況等調査資料
 - ・統合後に必要な小学校面積の算定
 - ・統合後の校舎の利用方法の検討・調査
 - ・学童保育、給食室（センター）、マイクロバス、車寄等校舎以外に必要な要素の抽出、規模の検討
 - ・概算工事費の算出
 - ・概略工程表の作成：バーチャート程度
 - ・打ち合わせ議事録
 - ・その他必要な資料

② 基本計画図

- ・配置計画図：(現状)
- ・配置計画図案：(統合後)
- ・配置計画コンセプト図
- ・平面計画図（中学校、小学校）単線（主要室のブロックプラン程度）
- ・平面計画コンセプト図（必要な場合適宜）
- ・面積表

※概算工事費とは、事業企画段階で予算策定のために使用される程度、コンセプト検討段階の配置図や物件概要を基に、坪単価や平米単価を用いて算出する。

※概略工程表とは、事業企画段階で事業全体の工程把握のために使用される工程表。

8. その他

① ウィークリースタンス

本委託は、ウィークリースタンスの対象委託とする。「工事及び設計業務委託等におけるウィークリースタンス」実施要領（令和7年4月1日）に基づき、受発注者の協力のもと取り組むものとする。

② 本受託による影響

本事業の進捗により基本設計・実施設計・設計監理等、またはそれらが包含された形態などにより発注がなされた場合において本受託者がそれらの発注に参加することを妨げない。